

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(イ) 現場救急

a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

(ロ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

- c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できるものとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

- a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

- b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合。

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合。

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合。

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合。

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合。

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合。

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）をファクシミリまたは電子メールにより提出するものとする。ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航（転院搬送及び医師等の搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名								
		担当者職氏名								
		連絡先	Tel				FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分								
	災害発生日時	年 月 日 時 分								
	災害発生場所	(住所) (座標)								
	災害発生状況・措置状況									
希望する活動内容		情報収集 ・ 救助 ・ 消火 ・ 救急 ・ 資機材搬送 ・ その他()								
離着陸場の状況	離着陸場名									
	警戒隊呼出名称									
	特 記 事 項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物、積雪等)ほか)								
傷病者搬送先病院						救急自動車呼出名称				
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	北海道警察 ・ 海上保安庁 ・ 自衛隊 ・ その他()								
	航空機活動	有 ・ 無								
指揮本部連絡方法	(無線呼出名称) (電話番号)									
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 時 分								
災害発生場所									
離 着 陸 場									
傷病者の搬送先									
災害発生状況 ・措置状況 (地元の活動状況)									
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考